

意見書

平成 25 年 5 月 8 日

内閣府政策統括官（共生社会担当）様

郵便番号 150-0031

住所 とうきょうとし ぶやく さくらがおかちょう 東京都渋谷区桜丘町 3-24 カコー桜丘ビル 6 階  
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

Tel. 03-5456-2380 Fax. 03-5456-2381

会長 わたなべ たけつね 渡辺 武経

連絡先 事務局長 かめだ たけし 亀田 武嗣

メールアドレス info@jaipa.or.jp

「第 2 次児童ポルノ排除総合対策」（素案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 要旨

・児童ポルノの流通防止に対する対策としては、平成23年4月から、ISP等の関連事業者が自主的にブロッキングを実施しており、インターネットの利用者に対するカバー率はおおよそ8割と推定され<sup>1</sup>、定着しつつあります。また、業界としても、積極的に児童ポルノに対するブロッキングの普及・啓発を行っております。

・ブロッキングの実施に当たっては、今般の総合対策を受け、通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮しつつ、その実効性の向上が可能となるよう取り組んでいくこととなります。その際には、児童ポルノの流通防止という目的の下、円滑・安定的な通信に対する影響、利用者の理解、コスト等の問題についても十分考慮に入れながら、事業者の自主的な判断に委ねられた取組として行っていくものと理解しており、ファイル共有ソフトネットワーク上の流通・閲覧防止対策についても、同様と考えております。

---

<sup>1</sup> 当協会推定

## 総論

インターネット上の児童ポルノ画像の流通を止めるためには、まず児童ポルノを流通させたものの検挙が抜本的な対策であり、次いで個別の児童ポルノ画像の削除が効果的であると思います。ブロッキングはサーバーが海外にあり、サーバー管理者が不明であるなど、検挙や削除が有効でない場合等の重層的な第3の方策と位置づけられるものと考えます。

ブロッキングは児童ポルノと一切関係のない一般利用者のすべての通信を遮断する目的で通信を監視するものであることから、憲法で保障された通信の秘密を侵し、一定の場合には通信役務の提供自体を拒絶する事実上の私的検閲行為にほかならず、表現の自由全体に萎縮的效果を及ぼしかねないものです。そのため、導入にあたっては政府による強制的措置を伴わない、民間の自主的方策として導入が推進されてきました。

民間事業者によるブロッキングの実施にあたっては、真にやむをえない場合に限り、透明かつ公正な基準のもとで行うことが要請されています。このため、公開の協議会の場で策定された基準のもと、民間主導で設立された一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会(以下ICSA)が作成する児童ポルノ掲載アドレスリストに基づいて実施されております。

各論

頁	項目	原案	意見
P4-5	<p>3 インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進</p> <p>④ ブロッキングの実効性向上に向けた諸対策の推進</p>	<p>インターネット上の児童ポルノについては、児童の権利を著しく侵害するものであり、インターネット・ホットラインセンターが把握した画像について、サイト管理者等への削除要請や警察の捜査・被疑者検挙が行われた場合等でも、実際に画像が削除されるまでの間は画像が放置される場所であり、児童の権利を保護するためには、サーバーの国内外を問わず、画像発見後、速やかに児童ポルノ掲載アドレスリストを作成し、ISP等による閲覧防止措置（ブロッキング）を講ずる必要がある。</p>	<p>日本国内にサーバーや管理者が所在し、検挙や削除が可能と考えられるものについては、ブロッキングの実施の前提である「やむを得ない」といえないと考えられます。他国の例でも国内所在のコンテンツは検挙や削除を対策に位置づけ、ブロッキングは専ら海外コンテンツを対象とする例も多くあります。</p>
P5	<p>i ブロッキングの実効性向上に向けた環境整備</p>	<p>また、現在、主として行われているブロッキング方式では、児童ポルノ画像以外のものに対してもブロッキングをしてしまうという問題（オーバードロッキング）があるためにブロッキングが実施されない場合もある一方で、他の方式では事後的にブロッキングの回避が容易となる等の問題がある等、各ブロッキング方式には一長一短がある中で、ISP等がより実効的に</p>	<p>より実効的なブロッキングとは具体的には、どのような方法でしょうか。ご指摘の通り各ブロッキング方式には一長一短あります。DNSブロッキング方式の普及拡大と、他方式への移行の促進とも解釈できますが、画像ファイルのURL単位でブロッキングを制御できる方式についても、現在主流のDNSブロッキング方式に比べ、優劣の関係にはありません。どのような方式を取るかは各電気通信事業者が自主</p>

		ブロッキングを実施できるよう、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体と連携し、必要な環境整備に向けた取組を行う。	的に判断すべき事柄であり、どの方式に対応する児童ポルノ掲載アドレスリストを作成するかはリスト作成管理団体である ICSAが会員電気通信事業者の意見等をもとに判断すべき事柄であると考えます。
P5	ii ISPによる実効性のあるブロッキングの自主的導入の促進	ISPに対し、インターネット上の児童ポルノの流通を防止するためのブロッキングの重要性、有効性等について理解を求め、実効性のあるブロッキングの自主的導入を一層促進する。	なお、URL単位で画像をブロッキングする方式では、DNSブロッキング方式と比べて、受信者による回避が相対的に困難である一方、発信者側での回避策が容易であり、発信者の悪意に十分な対抗が困難となるおそれが考えられます。さらに、URL単位で画像をブロッキングすることは、webページの中の写真の部分が一部非表示になることを意味しますが、大きな社会問題になっている児童ポルノのDVD販売サイトのような例では、販売物のサンプル画像を非表示にすることで、それが本当に児童ポルノであることを公証する結果となってしまうおそれもあります。ブロッキングの技術的手法の選択は、これらの問題点もよく考慮のうえ、民間の自主的判断にゆだねられるものと考えます。
P5	⑤ ファイル共有ソフトネットワーク上の流通・閲覧防止対策の推進	ファイル共有ソフト利用の児童ポルノ事犯が急激に増加しているが、ファイル共有ソフトにはブロッキングの効果が及ばないことから、通信の秘密に不当な影響を及ぼさない運用等にも配慮しつつ児童の	ファイル共有ソフトネットワーク上の流通・閲覧防止対策においても、児童ポルノのファイルをファイル共有ネットワーク上に提供した者の検挙が抜本的な対応であると考えます。そのうえで、ファイル共有ソフト

		<p>権利を保護するとの観点から、関連事業者と連携して、ファイル共有ソフトネットワーク上の流通・閲覧防止対策を検討し、取組を推進する。</p>	<p>トネットワーク上の流通・閲覧防止対策をとる場合も、通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさないよう運用に配慮しつつ、児童ポルノの流通防止という目的の下、円滑・安定的な通信に対する影響、利用者の理解、コスト等の問題についても十分考慮に入れながら、事業者の自主的な判断に委ねられた取組として検討することが重要と考えます。</p>
--	--	---	--

以上